

2019年4月27日（土）から5月6日（月）の連休期間中および改元への対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2019年5月1日（水）に新天皇即位に伴う改元が行われ、同日が祝日となることにより4月27日（土）から5月6日（月）にかけて休業とさせていただきます。

つきましては、お客さまに特にご留意いただきたい内容について、以下のとおりお知らせいたします。

お客さまに極力ご不便をおかけすることがないよう事前の準備を進めておりますが、連休により、通常より手続きに時間を要する場合がありますなど、ご迷惑をおかけする場合がございます。

あらかじめお手続きの予定等がございましたら、連休前等のお早めのお手続きをお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

1. 2019年4月27日（土）から5月6日（月）の連休期間中のお問い合わせについて

		4/26 (金)	4/27 (土)	4/28 (日)	～	5/6 (月)	5/7 (火)
(1)	電話によるお客さまサービスセンターへのお問い合わせについて	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	休業いたします			9:00～ 18:00
(2)	当社オフィシャルホームページ(Web)の各種サービスについて	契約内容照会・住所変更：8:00～26:00、左記以外 22:00 等 詳細は下記（2）を参照ください。					9:00～

(1) 電話によるお客さまサービスセンターへのお問い合わせについて

4月27日（土）のみ営業しております。なお、お客さまあての書類送付は連休明けとなります。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【ご利用いただけるサービス】

- ・死亡保険金・入院給付金等のご請求手続き
 - ・お客さま情報の変更や保険料支払い方法の変更
 - ・契約内容の変更やご契約の復活・解約、制度のご利用・証券再発行 等
- 詳細は【URL】<https://www.msa-life.co.jp/customer/>からご確認ください。

【電話番号】お客さまサービスセンター：0120-324-386

(2) 当社オフィシャルホームページ（Web）の各種サービスについて

各種手続き書類のお取り寄せが可能です。なお、お客さまあての書類送付は連休明けとなります。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

① お客さま Web サービス

個人のご契約者さま専用のサービス提供サイトです。ご利用にあたっては、ユーザーIDの取得・パスワード設定が必要です。

【URL】<https://www.msa-life.co.jp/customer/service/index.html>

【ご利用いただけるサービス】

お客さまのご契約に関する内容のご確認や各種お手続きが、インターネット上でご利用いただけるサービスです。

- ・Webでご確認
- ・Webで書類お取り寄せ申請
- ・Webでお手続き
- …契約内容照会
- …契約者・被保険者の改姓、受取人変更、口座変更
- …住所変更（海外渡航は受付不可）、保険料控除証明書再発行

【ご利用いただける時間】

・ 契約内容照会・住所変更 8:00～26:00 ・ 左記以外 9:00～22:00

②インターネットサービス

ご契約者さまがユーザーID・パスワードをサービス提供サイトに入力することなくご利用いただけます。なお、下記サービスの内、「保険金・給付金請求」については、被保険者ご本人ならびに被保険者のご家族（配偶者・お子さま・ご両親・兄弟姉妹）に限りご利用いただけます。

【URL】 <https://www.msa-life.co.jp/customer/>

【ご利用いただけるサービス】

各種手続き書類のお取り寄せ申請が可能です。

- ・ 契約者・被保険者・受取人の改姓
- ・ 口座変更
- ・ 保険証券再発行
- ・ 保険金・給付金請求

【ご利用いただける時間】

・ 24時間

③保険をお考えのお客さまの資料請求

【URL】 <https://www.msa-life.co.jp/personal/form/01.html>

【ご利用いただけるサービス】

ご検討される商品パンフレットを当社お客さまサービスセンターより送付いたします。

【ご利用いただける時間】

・ 24時間

2. 保険料の口座振替日について

収納代行会社毎に口座振替日は以下のように異なります。通常の口座振替日が27日以降の場合、5月7日（火）に振替をおこないますので、事前に登録口座へ保険料相当額をご準備いただきますようお願いいたします。

通常の口座振替日	今年の口座振替日
毎月26日	4月26日（金）
毎月27日または28日	5月7日（火）

3. 改元について

当社請求書類等の元号読み替えについて

当社請求書類等の日付を記入する箇所に旧元号が記載されている場合、原則として訂正は不要で、そのままご利用いただけます。なお、お客さまが新元号に訂正される場合は、旧元号（平成）に二重線を引き、新元号をご記入ください。訂正印は不要です。

<記入例> 令和
~~平成~~1年5月7日

以上